

※ ①と②-2を記入し、ご提出ください。

1 月～ 4 月の異動の場合は、一括徴収することが法律で定められています。(死亡退職の場合を除く)
6 月～12月の異動の場合は、本人の希望があれば一括徴収をすることができます。

なお、1月～4月の異動で一括徴収できない場合は、
P.11「普通徴収への切替の場合」の記載例をご覧ください。

事業所の名称や所在地・書類送付先が変更となった場合には、
「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。＊複数使用の場合はコピーしてください。

①

宛先 足立区長

収受印

1.R5年度
R7年
2.R6年度
2月5日
3.R7年度
提出

住所(居所)
又は所在地

氏名
又は名称

代表者の
職・氏名

法人番号

〒120-8510

東京都足立区中央本町1-17-1

株式会社 足立区役所

代表取締役 課税 太郎

1234567891234

特別徴収義務者
指定番号

特別徴収税額通知書
記載の整理番号

担当者
連絡先

971XXXXX1

1

給与係

経理 太郎

03-XXXX-XXXX

給与支払者
(特別徴収義務者)

給与所得者

フリガナ
カゼイ ジロウ

氏名
課税 次郎

旧姓 ()

生年月日
大・昭・平 Y年 M月 D日

1月1日現在の
住所
足立区千住三丁目100番100号

特別徴収税額
(年税額)

徴収済み
徴収済額

未徴収月
未徴収税額
(ア)-(イ)

異動
年月日

異動後の未徴収税額の
徴収方法

円

6月分

2月分

12,000

1月分

5月分

8,000

4,000

R7・1・31

1特別徴収継続 ③に記入してください

2一括徴収 (1月以降の退職の場合は必須
ただし、死亡退職の場合は除く)

2

月分

(3月10日 納期限分)

②-2に記入してください

3普通徴収 (本人納付)

②-1に記入してください

給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、②-2の欄にも記入してください。
1月1日から4月30日までの間に退職等をした者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが法令で定められています。

死亡の場合で相続人が判明している場合は、④に記入してください。

一括徴収しない理由

1異動が 年12月31日までで、
一括徴収の申出がないため

2異動が 年1月1日以降で、
他の事業所で特別徴収継続の希望があるため

3給与支払予定額が、未徴収税額以下のため

4死亡による退職であるため

②-1

一括徴収とは

退職者等の未徴収税額の全部を最後の給与、退職手当等
から差し引いて納入する方法
(納入期限：②-2 徴収予定日の翌月10日)

徴収予定日

一括徴収予定額

2月25日

4,000

(ウ)の金額に一致

相続人の氏名等

氏名

続柄

住所

電話

④

転勤(転職)等による特別徴収届出書

※誤読を避けるため事業所名には必ずフリガナをつけてください。

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号
(新規事業所の場合は、新規を○で囲んでください)

新規

新しい勤務先の
住所(居所)
又は所在地

フリガナ

氏名
又は名称

代表者の職・氏名

法人番号

担当部署

担当者

連絡先

転勤先受給者番号

新規の場合は、
いずれかを○で囲んでください

納入書 要・不要

新しい勤務先では

月分

徴収し、納入します。

※市区町村
記入欄

税額

税通・納入書・しおり
送付 BT

当初通知(個人・会社)添付有

特徴納入書添付有(~ 月)

皆 添付有

普通徴知添付有

年度給報添付有

控送付

その他

現年度

新年度

同時出力
No.

併徴
年

同時出力
No.

併徴
年

その他連絡事項

異動年月日・異動の事由・異動後の未徴収税額の徴収方法について記入してください。

12月31日以前の異動で一括徴収の場合は、ご本人の同意が必要です。同意を得たうえで、一括徴収を行ってください。

【提出先】 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所区民部課税課